

シンポジウム アピール

消費生活相談の件数は、2011年度で約88万件と依然として高い水準が続いています。これらの消費者被害は被害金額が少額から高額のものまであり、高齢者と若年者に被害が多発する傾向があります。

一方、現在の訴訟制度を利用する場合、相当な費用や労力を必要とすることから、事業者に比べて情報力や交渉力の面で劣る消費者にとり、被害回復のための行動を起こすことは非常に難しいことだと言わざるをえません。

そこで、消費者の持つ法的請求権の実効性を確保する観点から、可能な限り消費者の請求権をまとめて訴えを起こせるようにすることを目指して、本年の8月に消費者庁から、集団的消費者被害回復のための訴訟制度案が、提示されました。

この新しい訴訟制度は、「共通義務」（事業者が、相当多数の消費者に対して、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うべきこと）という考えに立ち、その「義務」を有し数多く発生している消費者被害を対象とし、訴訟の手続きを行なう主体を内閣総理大臣が認定する「特定適格消費者団体」に限定したものです。そして、訴訟手続きを二段階に区分し、一段階目の訴訟で「共通義務」の審理を行い、事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し、被害回復をはかるという仕組みとなっています。

そのため、被害者である消費者は、みずから訴えを起こす必要は無く、事業者の法的責任が確定した段階で、特定適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも現行制度より負担が低減される画期的な制度です。

ただし、この制度はこれまでの日本にはなかった画期的な制度であるがゆえに、一部に「濫訴」に対する懸念があげられており、法律制定は私たちが思うようには進展していません。

私たちは本日のシンポジウムで、この制度が失われた消費者の権利を回復させるためのものであり、かつ、悪質な事業者にその行為を改めさせる第一歩となる制度であることを確信しました。

対象事案は共通義務を有し多数発生しているものであり、かつ契約に関する財産事案を中心に、適切な範囲を選定することを定めていますので、濫訴の心配は無用です。

そこで私たちは、現在消費者庁において法案化の作業を進めている「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」について、早期にその創設をはかることを強く求めます。

あわせて、この制度の実効性を確保する観点から、手続き裁判を担う主体となる特定適格消費者団体への必要な支援を具体化することを求めます。

以上、本シンポジウムとして、決議いたします。制度創設に向けて、みなさんで一緒に力をあわせて頑張りましょう。

2012年12月5日
消費者シンポジウム みんなで作ろう!!「集団的消費者被害回復訴訟制度」
参加者一同